

令和9年3月31日期限のPSカードの更新手続き

平素より、港湾行政に対する格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、PSカードの更新手続きにつきましては、通常は有効期限到達月の3ヶ月前に更新案内を送付させていただいておりますが、令和8年度末（令和9年3月31日）に有効期限が到達するPSカードが大量に存在している関係上、通常の更新手続きでは有効期限到達までに新しいPSカードを発行し、事業所様に届けることが出来ない状況となっております。

従いまして、令和8年度末（令和9年3月31日）に有効期限を迎えるPSカードにつきましては、通常より前倒しての更新手続きを行うことと致します。具体的には下記のスケジュールで進めさせていただきますが、何卒ご理解頂き、早期申請にご協力下さいますよう、よろしくお願い致します。

記

- ・更新申請の受付を令和8年9月から行います。
そのため、令和9年3月31日期限のPSカードの更新案内は令和8年8月頃に送付させていただきます。
- ・更新手続きにつきましては、確実かつ早期発行に繋がるオンライン申請を強く推奨いたします。オンライン申請を初めて行う方は添付の（参考）をご覧ください。また、オンライン申請用IDとPWの取得をお願いします。
- ・遅くとも令和8年11月末までに申請いただくようご協力をお願いします。
- ・申請期間後半には申請が集中することが予想されます。カード発行は申請書が届いた順に手続きを行いますが、申請書の不備や不適切な写真の場合は発行が出来ず期限に間に合わない可能性もございます。このため、どちらさまも可能な限り早期に申請いただくよう、よろしくお願い致します。

以上

更新申請の手続きについて

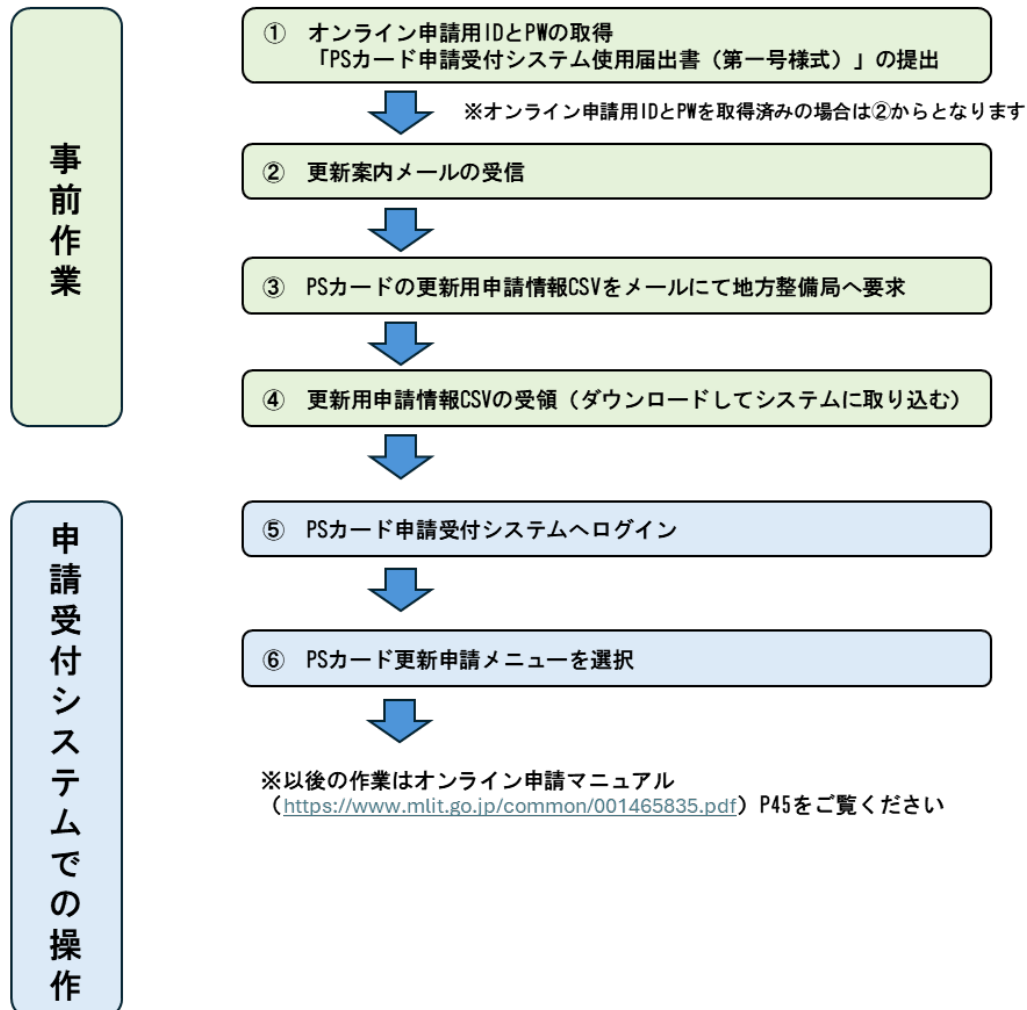
【更新手順】

STEP 1 : 「更新に必要な書類の提出」(個人→事業所経由→国)

〔オンライン申請の場合〕《推奨》

PS カード申請受付システムに登録済みの事業所様には地方整備局からメールにて更新案内を送付しますので、「更新用データ希望」する旨のメールを返信してください。こちらから大容量ファイル転送機能「めるあど便」にてデータを送信しますので、ダウンロードのうえシステムに CSV データを取り込み更新を進めて下さい。

■ オンラインによりPSカードを更新申請する場合の流れ



※詳細については、オンライン申請マニュアル

(<https://www.mlit.go.jp/common/001465835.pdf>) P45 を参照してください。

なお、初めてオンライン申請を行う場合は、オンライン申請用 ID と PW の取得が必要となりますので、事前に「PS カード申請受付システム使用届出書（第一号様式）」の提出をお願いします。

〔紙申請の場合〕

オンライン申請を利用していない登録事業所様には地方整備局から更新案内を郵送にて送付します。登録事業所のご担当者様は、①から③の3種類の書類を取りまとめ、提出してください。（①と②は更新案内に併せて送付します。）

<提出書類>

- ① 様式3（PSカード使用許可申請書の提出について）
- ② 様式5-1（PSカード使用許可更新申請書）
- ③ 雇用関係を確認するための書類
 - ・雇用関係を確認する書類の例
 - i) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し
 - ii) 派遣先管理台帳（派遣労働者の場合）
 - iii) 港湾労働者証（港湾労働者番号を変更する場合）
 - ・事業主等で雇用保険未加入者については、様式4-1「雇用保険の適用を受けていない理由について」を作成し、未加入理由を証明する書類を添付してください。

STEP 2：「PSカード使用料の納付」（会計センター→登録事業所経由→個人）

財務省会計センターより登録事業所宛に納入告知書が郵送により送付されます。納入告知書に記載のある所定の金額（PSカード1枚あたり1,980円（税込み））を納入期限までに日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫等の本店又は支店、郵便局。）に納めてください。

STEP 3：「新PSカード受領書」の提出（個人→登録事業所経由→国）

STEP 2の手続き完了後、登録事業所に各個人宛の新たなPSカード及びPSカード使用許可書（様式7-1）が届きます。登録事業所のご担当者様は、①から④の4種類の書類とこれまでに使用された全てのPSカードを取りまとめ、提出してください。

<提出書類>

- ① 様式8（新PSカード受領書の提出について）
- ② 様式8の別添（新たなPSカード受領書）
- ③ 様式9-1（PSカード返納書の提出について）

- ④ 様式 10-1 (PS カード返納書)
- ⑤ これまでに使用された全ての PS カード

注：③様式 9-1 及び④様式 10-1 は、これまでに使用された PS カードの返納手続を実施するためのものです。

【提出先・問合せ先】

国土交通省近畿地方整備局 港湾空港部 PS カード窓口
〒650-0024
住所：神戸市中央区海岸通29（神戸地方合同庁舎）
電話番号：078-391-7360

【受付期限】

令和8年11月末日

【注意事項】

- 更新時に発行する PS カードの有効期限は、元の有効期限（PS カード表面に記載）の5年後の同日となります。
- 新たな PS カードの発送日から10日経過した後に、それまで使用していた PS カードは原則失効となります。
- 新たな PS カードの発送日から30日以内に、それまで使用していた PS カードが返納されない場合には、新たな PS カードも原則失効となります。
- 更新を行わない場合も、様式 9-1（PS カード返納書の提出について）、様式 10-1（PS カード返納書）及びこれまでに使用された全ての PS カードを提出してください。また、現在使用されていない PS カードがありましたら、併せて返納してください。

以上